

第6章 将来像達成に向けた取組み

1 基本方針ごとの重点施策と主な取組み

(4) 地域資源を活かした農村づくり

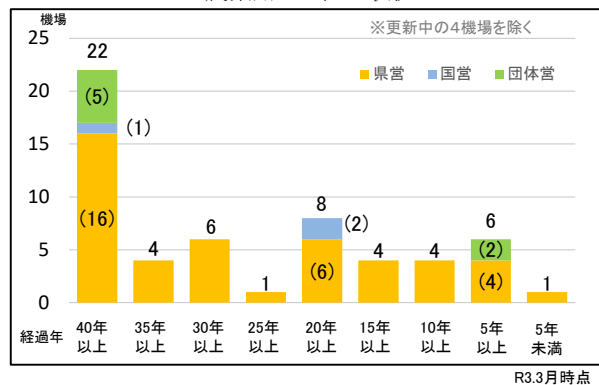
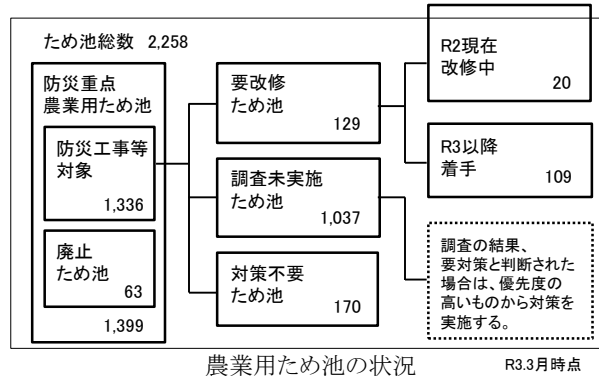
① 災害に強い農村づくり



現状と課題

○平成30年7月豪雨において、小規模なため池で甚大な被害が発生したことを受け、令和元年7月に、農業用ため池を適正に管理及び保全し、決壊による被害を防止することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）」が施行され、都道府県のため池管理に係る取組みの強化及び明確化がなされました。また、令和2年10月に、農業用ため池に係る防災工事などの集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」が施行されました。

○本県の農業用ため池2,258箇所のうち、防災重点農業用ため池は1,399箇所（R2年度時点）あります。そのうち、早期に対策が必要で、未着手のものが100箇所以上あり、今後の点検・診断の進捗により、その数はさらに増える見込みです。



○本県の農業用排水機場（60機場）の半数以上が建設から30年以上を経過しており、適正な管理により能力維持を図っていますが、老朽化による排水能力の低下が懸念されています。また、周辺農地の宅地化などによる雨水保水能力の低下や建設後の地盤沈下の影響に加え、「想定外の常態化」ともいふべき豪雨の頻発化などにより、これまでの排水機的能力では対応の不足が懸念されています。

○また、農道は農産物輸送の合理化はもとより、農村生活の安全・安心にとって重要な役割を担っています。しかし、緊急輸送道路ネットワークに関連（指定・接続）する農道橋のうち50橋は、平成7年兵庫県南部地震を踏まえた見直しが行われる前の耐震基準で設計されており、これまでに20橋（令和2年度末）の対策を完了しましたが、未対策の施設では大規模地震による落橋などの致命的な被害の発生が懸念されています。

○これらの課題に対応するためには、農業用ため池をはじめとする農業インフラの更新、耐震・長寿命化対策などの防災・減災対策や近年の豪雨に対応した監視体制の構築などを着実に推進するとともに、「流域治水」の考えのもと、農地の洪水防止機能の維持増進を図る必要があります。

併せて、農村地域の過疎化・高齢化の進行に伴い、地域の防災力を支えてきた集落機能の低下が懸念される中、個人の防災意識の向上や地域内の情報伝達体制の強化といった自助・共助の取組みを強化する必要があります。

主な取組み

■農業インフラの防災・減災対策の推進

- 防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価などの調査、改修、I o Tを活用した遠隔監視システムの整備、農業利用されていないため池の廃止を集中的かつ計画的に推進します。
- 特定農業用ため池に指定したため池について、管理状況を把握・監視するとともに、管理者に対して技術的な助言を行うなど、適正な管理を支援します。
- 老朽化などにより機能低下した農業用排水機場などの更新整備や施設の長寿命化を図るため、継続的な点検、機能診断、評価に基づき適時適切な機能保全対策を推進します。
- 緊急輸送道路ネットワークに関連する農道橋の耐震対策を推進します。
- 近年、一時的に雨水を貯留することにより、下流域での洪水の防止・軽減に寄与する水田の洪水防止機能への関心が高まっており、その機能を強化する「田んぼダム」などの「流域治水」の取組みを推進します。



改修したため池(瑞浪市 瑞浪1期地区 大洞ため池)



更新した排水機場(大垣市 静里地区 静里排水機場)

■防災意識の向上と地域防災力の強化

- 農村の地域防災力の向上を図るため、県、市町村、ため池管理者及び地域住民を対象とした農業用ため池に関する防災行動計画（タイムライン）を作成し周知するなど、防災行動への意識啓発を推進するとともに、地域内の情報伝達体制の強化を促進します。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の協働活動を支援するとともに、ボランティアなどによる復旧に向けた体制づくりを推進します。
- 地域コミュニティを活用した農地・農業用施設の見回り点検作業や農地の洪水防止機能をはじめとする農業・農村の多面的機能の維持増進を図る活動など、地域住民が主体となって実施する防災・減災活動を支援します。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
浸水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合	—	100%
地域防災力の向上に取り組むため池数	—	累計270箇所

(4)地域資源を活かした農村づくり

②農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策

現状と課題



○中山間地域を中心に、自然的、地形的な条件から農業の担い手が不足している地域や、水田が小区画であったり、老朽化した用排水路が更新整備されていないなどの営農条件が整っていない地域では、農地の荒廃が進んでいます。



農地に隣接する遊休農地

○これまでも、例えば飛騨市における一定規模以上の水田営農受託農業者への支援等による農地の荒廃防止や遊休農地を解消する活動を行ってきました。一方で、集落から離れた農地など、条件不利地域で引き受け手となる営農組合がない等から、新たな遊休農地が発生するなど年々優良な農地が減少しています。

○特に、中山間地域では高齢化・人口減少の進行により、地域内の保全管理活動の実施が困難な状況であり、今後は現在以上に遊休農地が発生しないよう取り組む必要があります。

○このため、農地の保全対策と人が住み続けるための生活環境の向上対策を一体的に推進するとともに、集落機能の維持・強化を図る必要があります。

○農家の高齢化に加え、イノシシやシカをはじめとする野生鳥獣の度重なる被害から、営農意欲が減退し、耕作を行わなくなっているところもあります。これら荒廃した農地の増加は、野生動物の活動範囲を広げる原因となっています。

○鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置と捕獲などの対策を一体的に実施した結果、農作物被害額は令和元年度には約2.0億円となり、ピーク時の4.8億円から大きく減少しています。しかし、近年、被害額が下げ止まり傾向にあることから、特に、被害の大きいイノシシ、シカ、内水面漁業のアユに多大な被害をおよぼすカワウについて、更なる対策の強化が必要です。また、防護柵の設置だけでは対策が困難なサルについては、効果的な被害防止対策を検討する必要があります。



鳥獣防護柵設置状況



老朽化した用水施設

主な取組み

■守るべき農地の遊休農地化を防止する活動の支援 <中山間向け施策 該当>

- 農家だけでなく、地域住民や外部人材が一体となって農地や農村環境を保全する「日本型直接支払制度」などの取組みを支援し、新たな遊休農地の発生防止を図ります。
- 農業委員会活動の着実な実施により遊休農地の発生を抑制し、農振農用地を確保するため、農業委員会が行う農地の利用状況調査や農家の意向把握に係る事務負担の軽減に向けたタブレット端末の導入などを支援します。
- 営農組織、土地所有者、県、市町村等関係機関が連携して集中的に解消活動を行う「農地イキイキ再生週間」を設定し、広く県民へ遊休農地解消の必要性をPRするとともに、再生作業の省力化に向けた機器の普及促進を図ります。
- 農業者が遊休農地を引き受けて営農を行うために必要となる農地の再生作業や土壌改良等の取組みを支援することにより、再発防止と営農定着を図ります。



農地イキイキ再生週間による解消活動

■地域ぐるみでの鳥獣害対策と広域的捕獲の推進 <中山間向け施策 該当>

- 鳥獣害対策を効果的に実施するため、引き続き集落単位で行う追い払いや捕獲、防護柵設置などを支援するほか、地域での捕獲体制の整備や人材育成、複数市町村に跨る広域的な捕獲を推進します。
また、被害防止対策が難しく、群れで行動するサルについては、狩猟者だけでなく地域ぐるみでの捕獲体制の構築が必要なため、地域住民に対し専門家による指導や捕獲に係る研修などを実施します。
- カワウ対策の効果的な実施に向け、引き続きコロニーや飛来地での捕獲や追い払いを支援するとともに、ドローンによる追い払いやテグス張り、繁殖抑制などのほか、GPSによる行動域調査を行うなど、ICTを活用した新技術導入の検証を実施します。

■中山間地域の生産基盤の整備の推進 <中山間向け施策 該当>

- 地形的条件が不利な中山間地域においては、安定した営農の維持を図るため、小規模な水路や農道の整備など地域の実情に即したきめ細やかな基盤整備を推進します。



更新した農業用水路
(高山市 東高山地区 塩屋日面用水)

■農村の生活環境基盤の整備の推進

- 農村の生活環境の向上を図るため、農業集落排水施設や交通の利便性を向上させる基幹的農道、集落内道路などの生活環境基盤の整備を推進します。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
遊休農地面積	716ha	716ha
中山間地域の生産基盤の整備面積	—	累計1,500ha
鳥獣による農作物被害額	2.0億円	1.0億円
農振農用地面積	43.8千ha	43.8千ha

(4)地域資源を活かした農村づくり

③世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承と持続的発展

現状と課題

○日本三大清流の一つである長良川の流域では、漁業者をはじめ、地域の人々が一丸となって森や川を守る活動にたえず取り組み、その清流で鮎が育ち、長良川からの恵みを楽しむなど、「清流」と「鮎」が、地域の人々とその暮らしに深く結びついています。

○長良川におけるその循環は、人の生活、水環境、漁業資源が相互に関連する「里川」のシステムであり、「里山」と「里海」をつなぐ重要な役割を果たしています。

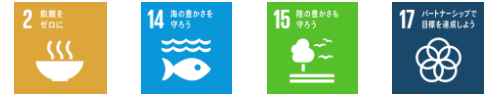
○平成27年12月15日、この「長良川システム」が世界に認められ、「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定されました。

○本県を代表する鮎をはじめとする水産資源や、美しい自然環境、豊かな農畜産物、鵜飼等の伝統漁法、和紙や染物といった清流が欠かせない多様な文化等はいずれも、こうした「長良川システム」によって育まれてきたものです。

○まさに、「長良川システム」は「清流の国ぎふ」のシンボルであり、持続可能な「清流の国ぎふ」を具現化するための重要な仕組みと言えます。

○一方で、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定要素の根幹である、鮎の漁獲量は年々減少しています。

○このため、「長良川システム」の持続的な発展に向けて、鮎の資源量・漁獲量の増加（供給量の増加）と鮎の消費拡大（需要量の増加）を両輪として、鮎のブランド振興・消費拡大、鮎の関係人口の増加等の取組みを一層推進していくことが必要です。



日本三大清流「長良川」



源流の森を守る取組み

主な取組み

■多様な主体との連携による「清流長良川の鮎」の発信強化・保全、持続的発展

- 「G I A H S（ジアス）鮎の日イベント」や「清流長良川の恵みの逸品」の活用、世界農業遺産マルシェの大都市圏等での開催、大手E Cサイトや石川県をはじめとする他の認定地域と連携したフェアの開催等を進めるとともに、流域の世界遺産（本美濃紙、曾代用水）との連携も強化し、「清流長良川の鮎」の魅力、ブランド価値を県内外に強く発信します。
- 清流に育まれた伝統工芸、文化、風景や「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承を担う人々の活動等の「清流長良川の鮎」の魅力をデジタル化するなどWEBコンテンツを拡充し、オンラインでの発信を強化します。
- 観光施設や商業施設と連携してサステイナブルな観光エリアとして流域をPRし、世界農業遺産を活用した交流人口の拡大を進めます。
- 流域の環境保全活動等に取り組む「世界農業遺産『清流長良川の鮎』プレーヤーズ」の拡大や、河川等の清掃、植林、環境教育等の活動への支援など、「世界農業遺産保全計画」を推進するとともに、世界農業遺産を活用した地域づくりを進めます。
- 鮎のブランド振興・消費拡大を図るため、鮎料理店や販売店等の民間が主体となり鮎の消費拡大を盛り上げるキャンペーン等を実施するとともに、天然鮎料理店のPRや鮎料理の新メニュー開発、メニューフェアの開催を進めます。

■「清流長良川の鮎」を未来につなぐための人材の育成

- 「清流長良川あゆパーク」における鮎つかみどり体験や魚釣り体験、塩焼き体験、漁業協同組合が行う釣り教室など、川と魚に親しむ様々な体験活動の提供や県内学校が行うふるさと教育の支援等を通じて、若い世代に「清流長良川の鮎」の価値を伝えていきます。
- 友釣りや網漁等の伝統漁法を学ぶ研修会の開催、遡上鮎の増殖に重要な人工ふ化放流や溪流魚の発眼卵放流など再生産技術を継承するための研修プログラムの開発や効率化の実現など、内水面漁業を支える意欲ある担い手の育成を推進します。

■国際貢献・国際連携による「清流長良川の鮎」の海外への発信

- 東アジア農業遺産学会の開催や、内水面漁業研修センターにおける、アジアやアフリカ諸国等からの国際研修生の受入れ、専門研究員の現地への派遣等による国際貢献、海外推奨店認定制度による鮎の海外販路拡大等を通じて「清流長良川の鮎」の価値や魅力を世界に発信します。



清流長良川あゆパーク(魚つかみどり広場)



内水面漁業研修センターにおける国際研修生向けの研修

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認知度	45.6%	100%
長良川の鮎資源量	441万尾(R4)	500万尾 ※1,000万尾(R13)

※岐阜県水産業振興計画の目標値

(4)地域資源を活かした農村づくり

④棚田など地域の魅力を活かした農村の活性化

現状と課題



○棚田は農産物を生産するだけでなく、文化の伝承や県土の保全、水源のかん養などの多面的機能を有する県民共有の財産です。

しかし、棚田のある中山間地域においては、過疎化や高齢化などが著しく進展し、多面的機能の低下等が顕在化しています。

○近年、農村に関心の高い若者が、豊かな環境や新たな生活スタイルを求め、都市と農村を行き交う「田園回帰」の動きがあるなど、農業や農村地域の魅力が再認識されています。

また、棚田地域振興法の制定を契機とし、棚田の魅力が見直されており、棚田を活かした関係人口の増加による農村の活性化を進める必要があります。



坂折棚田「棚田ウォーク」(恵那市)

○県内には歴史ある農業施設や「五穀豊穡」を祈り、「豊作」に感謝する、地域が守ってきた農業に関わる祭礼などの伝統文化も多数あり、農村の活性化を図る上で、これらを後世に伝承していくことも必要です。

○中山間地域においては、イノシシやシカなど野生動物による農作物被害が深刻となっています。その一方で、被害軽減のため捕獲されたイノシシやシカは、都市部にはない地域資源であり、ジビエ料理への活用などを進め、魅力向上につなげる取組みとして進める必要があります。



ぎふの田舎応援隊(恵那市:朽久保棚田)



坂折棚田「田の神まつり」(恵那市)

主な取組み

■棚田を核とした棚田地域の振興 <中山間向け施策 該当>

- 棚田を核とした地域振興を行うため、指定棚田地域の活動計画認定を支援します。
- 棚田地域の関係人口の拡大に向け、棚田保全活動への都市住民の参加を促進するため、「ぎふの田舎応援隊」や「ぎふの棚田応援隊」の活動を推進するほか、棚田地域の生活や伝統文化、恵那市に多くみられる石積棚田などの魅力を体感する「棚田塾ツアー」を実施します。
- 棚田カードやPR動画などにより、都市など他地域の住民に棚田の持つ多様な魅力を情報発信し、地域外から棚田への訪問に繋げ、農村の活性化を推進します。

■グリーンツーリズムの推進による農村地域の活性化 <中山間向け施策 該当>

- 農村の豊かな自然や文化などを活かしたグリーンツーリズム、農泊やワーケーションの取組みを充実するため、地域の取組みの核となる指導者などを育成するとともに、実践者が行う体験施設と宿泊施設が連携した滞在型プランの開発などを支援します。
- 本県のグリーンツーリズムのブランド力強化のため、専用ホームページやオンライン旅行取引などを活用し、県内各地の滞在型プランの情報発信や参加者募集などのプロモーションを一体的に実施します。

■ジビエの利活用促進

- 安全・安心なジビエを提供するため「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に準拠して解体処理を行う施設の整備を支援するとともに、解体処理施設を核とした地域内流通・販売システムの構築に向け、関係者による「ぎふジビエの里づくり」の推進、県内ネットワークの強化や人材の育成・確保に取り組めます。



「ぎふジビエ」料理

- 安全・安心なジビエを提供する「ぎふジビエ」のブランド化を進めるため、「ぎふジビエ登録制度」の活用を推進するとともに、ジビエが気軽に楽しめるよう食品関連企業と連携した加工品やメニューの開発支援、「ぎふジビエ」の県内をはじめ首都圏においてもPRを行うなど、販路の拡大を推進します。

目標指標

指標名	現状(R1)	目標(R7)
活動計画認定棚田数	0箇所	累計50箇所
農林漁業体験者数	214千人	300千人
ぎふの田舎応援隊登録数	289人	累計1,500人
ぎふジビエ販売量	22t	75t

観測指標：基本方針(4)【地域資源を活かした農村づくり】

耕地面積（農地面積）

現状 55,700 ha (R1)



目標 54,000 ha (R7)

<設定の考え方、方向性>

○耕地面積は全国的に減少傾向にあり、国では、「食料・農業・農村基本計画」において、このまま減少傾向が続いた場合、現在の439.7万ha（令和元年）が、令和12年度には392万haとなる見通しであり、遊休農地の発生防止や解消により、414万haとする展望を示しています。

○本県の耕地面積は、55,700ha（令和元年）であり、災害や高齢化による離農、鳥獣被害による耕作放棄地の発生などにより、ゆるやかな減少傾向となっています。

○このため、本方針に掲げる災害に強い農村づくり、鳥獣害対策、農村の活性化といった取組みを通じて、国の展望と同程度の減少に留めることを目指し、観測指標とします。